

滋賀県造林公社物品の調達等に係る一般競争入札および指名競争入札執行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公社発注の物品の買入れ、賃借、修繕および役務の提供（造林事業に係るものを除く。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）の執行について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（入札等の手続）

第2条 滋賀県造林公社会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第70条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、入札を執行する必要があるときは、速やかに入札のための手続をとらなければならない。

（入札の方法）

第3条 入札は、指定の日時に所定の入札箱に入札書（指定様式）を投函することにより行うほか、第10条の規定による入札の公告等により特に指定したものについては、郵便による入札を行うものとする。

（入札の無効等）

第4条 入札の無効は、会計処理規程第102条の各号に定める場合とする。

2 前項の規定により失格とされた入札者は、再度入札に参加することはできない。

（入札執行者）

第5条 入札は、入札執行者（会計処理規程第103条第1項に規定する者をいう。）が行うものとする。

（入札参加資格）

第6条 入札に参加することができる者は、会計処理規程第100条第4項の規定により、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に登録されているものとする。

（一般競争入札参加資格の確認）

第7条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、入札参加者が第10条の規定による入札の公告で示した資格を有していることを入札執行前に確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が必要と認める場合は、開札後、入札執行者に予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ資格の確認をさせることができる。

（入札の取りやめ等）

第8条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させずまたは入札の執行を延期もしくは取りやめることができる。

（1）入札参加者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ったと認められるとき。

（2）入札参加者が不穏な行動をなすとき。

（3）天災地変その他やむを得ない理由があるとき。

（4）その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断した場合

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させずまたは入札の執行を延期もしくは取りやめたときは、その理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

（入札参加者の遵守事項）

第9条 入札執行者は、次の事項を入札参加者に遵守させ、違反したと認めたときは退場を命ずることができるものとする。

- (1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除き、入札執行室の出入りをしないこと。
- (2) 入札執行中は、私語、放言等をしないこと。
- (3) 入札関係者以外の者を入札執行室へ入室させないこと。
- (4) 酒気をおびて入札執行室へ入室しないこと。
- (5) 入札執行者が、特に指示した事項

(入札の公告等)

第10条 会計処理規程第101条に規定する入札の公告等は、次に掲げる事項を記載するものとする。(※指名競争入札の通知の場合は(2)は不要)

- (1) 入札に関する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 入札執行の場所および日時
 - (4) 入札の方法等に関する事項
 - (5) 保証金に関する事項
 - (6) 契約書の作成の要否
 - (7) 郵便等による入札（持参を含む）の可否
 - (8) 同等品に関する事項
 - (9) 入札の無効に関する事項
 - (10) 落札者の決定方法
 - (11) 再度入札に関する事項
 - (12) 契約手続において使用する言語および通貨に関する事項
 - (13) その他の事項
- 2 一般競争入札に係る公告は別記様式第1号を会社のホームページに掲載することにより行うものとし、指名競争入札に係る通知は別記様式第2号を郵送により行うものとする。

(見積期間)

第11条 入札執行者は、10日以上の見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、5日までに短縮することができる。

- 2 前項の見積期間は、入札期日の前日から起算するものとする。
- 3 入札参加者は、仕様書等関係書類を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておかなければならない。

(指名競争入札の辞退等)

第12条 入札執行者は、指名競争入札に指名した者で入札執行前に入札を辞退するものがあるときは、入札辞退届（別記様式第3号）を提出させなければならない。

- 2 入札執行者は、指名競争入札執行中に入札を辞退する者があるときは、入札辞退届または辞退する旨を明確に確認することができる書面を提出させなければならない。
- 3 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が1人となる場合は、入札執行を取りやめるものとする。

(郵便等による入札)

第13条 郵便等による入札（持参を含む）は、第10条の規定に基づく公告等においてその旨指示した場合に限り、認めるものとする。

- 2 前項の入札は、入札書を書留郵便により提出させて行い、指定された日時までに到着したものにより受領するものとする。ただし、入札をする者が代理人であるときは、委任状（別記様式第4号）を同封して提出させなければならない。
- 3 前項の指定された日時後に提出された入札書があるときは、受領せず、到着日時を封書に記入し、当該入札者に書留郵便にて返送するものとする。
- 4 入札執行者は、必要があると認める場合は、郵便により入札をした者を開札に立ち合わせるこ

とができる。

（入札参加者等の確認）

第 14 条 入札執行者は、指名競争入札執行においては、入札参加者の商号または氏名を呼びあげて出席の有無を確認するものとする。

2 入札執行者は、第 3 条の規定による入札をする者が代理人であるときは、入札前に委任状（別記様式第 4 号）を提出させなければならない。

（入札執行宣言）

第 15 条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、第 13 条および第 17 条の規定による入札を併存させる場合において、第 13 条第 2 項の規程による入札を行った者があるときは、他の入札参加者に対し、その旨公表しなければならない。

（疑義等の確認）

第 16 条 入札執行者は、入札書の提出前に当該入札の事項（仕様書の内容に係る事項は除く。）について疑義または不明な点がないかどうか確認しなければならない。

（開札）

第 17 条 入札執行者は、入札者全員の入札を確かめたうえ、会計処理規程第 110 条の規定により開札を行うものとする。ただし、入札を行った者が開札に立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行わなければならない。

2 前項の場合においては第 4 条に規定する入札の無効のものを除き、失格者以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

（落札者の決定等）

第 18 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第 19 条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

2 前項の再度入札において、入札を行った者の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては速やかに別に通知する日時において、入札を行うものとする。

（入札執行回数等）

第 20 条 入札執行回数は、1 件につき 2 回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めたときは、1 回に限り延長することができる。

2 前項の限度内において落札者がいないときは、随意契約の手続に移ることができる。

3 前項の随意契約の手続は、再度の入札に参加した者のうち最も低い価格を入札した者から順に 2 者程度の見積りによって行うものとし、契約に至らないときは当該入札を打ち切るものとする。

（見積内訳書の徴収）

第 21 条 入札執行者は、必要と認めたときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることができる。

（落札とならないときの報告）

第 22 条 入札執行者は、落札者が決定しないときまたは第 20 条第 3 項により随意契約ができないときは、その旨を事務局長に報告しなければならない。

(入札終了の宣言)

第 23 条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときは不調となった旨の宣言をしなければならない。

(入札結果等の公表)

第 24 条 入札執行者は、入札等の終了後なるべく早期にその結果等を公表するものとする。

2 入札結果等の公表は、次項に掲げる書面を入札等を執行した日の属する年度および翌年度において、入札執行主務課において閲覧に供することにより行うものとする。

3 入札結果等の公表は、入札結果調書（別記様式第 5 号）の写し、随意契約にあつては契約の相手方および契約金額を記載した書面を閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。